

## 農協経営の透明化、健全化について

## 資 料 一 覧

- 1 全国農業協同組合中央会第24回大会議案抜粋…………… 1
- 2 「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」  
(抜粋) …………… 2
- 3 「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央  
会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業の  
みに係るものを除く。）に当たっての留意事項」抜粋」（事務  
ガイドライン・不祥事案等の発生時の対応）…………… 3
- 4 農協の独占禁止法ガイドライン説明会の結果について… 5
- 5 農協による独占禁止法等違反の未然防止の取組について  
(農林水産省HP) …………… 6
- 6 農業協同組合の不祥事に関する情報窓口の設置…………… 7
- 7 「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央  
会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業の  
みに係るものを除く。）に当たっての留意事項」抜粋」（事務  
ガイドライン・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
法律への取組の強化）…………… 8
- 8 情報開示の充実に向けて〔JAのディスクロージャー誌（参  
考例）〕（表紙及び目次）…………… 9
- 9 「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央  
会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業の  
みに係るものを除く。）に当たっての留意事項」抜粋（事務  
ガイドライン・部門別損益情報の開示の促進関連）…………… 13

(別冊資料) 独禁法の遵守に向けて

## 全国農業協同中央会 第24回会大会議案（抜粋）

（平成18年10月11日）

### Ⅱ JAグループのビジョン実現のための取組み

#### ④ 新たな事業方式の確立等競争力ある事業の展開と万全な経営の確立

##### 2. 適切な役員体制の構築と着実な経営管理

##### （3）内部統制の確立

##### ア. 内部統制システムの整備

すべてのJA・連合会は、業務改善・効率化や法令遵守の徹底による経営の信頼性向上、さらに今後導入が想定される経営者による内部統制評価報告書の作成と内部統制の有効性監査（外部監査）に対応するため、内部統制システムの整備に取り組めます。

このため、中央会・連合組織は、JA自らが有効性の評価を行い、業務改善やリスク管理強化を可能とする内部統制システムを整備するため、取組み方針・方策を策定のうえ、次の取組みを通じてJAを支援します。

- ① 内部統制評価手法の確立と提供
- ② 業務プロセスの文書化と標準化指導
- ③ IT統制にかかる必要な支援
- ④ 県中・全中による集中研修などJAの内部統制推進担当者育成支援

「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」 抜粋

(平成19年3月8日)

第2節 課題別の指導に関する基本的方向と実施方法

Ⅳ JA 経営の改善と機能発揮

(Ⅰ) JAにおける内部統制等の整備対策

2 指導に関する実施方法

(1) 内部統制報告書監査への対応 (内部統制システムの整備)

①目標

平成21年度末までに、JAにおいて、内部統制報告書監査への対応を可能とする内部統制システムの整備をめざす。

②具体的な取り組み

19年度末までに、財務報告にかかる内部統制の有効性に関する代表者評価および監査人に対する報告対応が可能とすべく「全国版文書化ひな形」および普及ツール等を開発する。

20年度以降は、JAにおいて内部統制報告書監査への対応を可能とする新たな内部統制システムを順次導入する。なお、具体的な方法については、内部統制報告書監査の制度化を踏まえ、別途整理・対応することとする。

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン） 抜粋

### 0-3 不祥事件等の発生時の対応

#### 0-3-4 不祥事件等の確認

不祥事件等の届出を受けた際は、以下の事項を確認することとし、不明な点がある場合は必要に応じ法第93条に基づく報告を求め、又は法第94条に基づく検査を行うよう検査部局（農林水産本省が所管する組合又は中央会については農林水産省大臣官房検査部、地方農政局が所管する組合又は中央会については地方農政局生産経営流通部検査指導課）に要請することとする。

##### （1）事件発生時の対応

- ① 不祥事件等の発生時の本所への連絡体制が確立されているか。
- ② 事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。
- ③ 行政庁への報告、警察への通報体制が確立されているか。
- ④ 事件の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっているか。
- ⑤ 不祥事件等の発生が経営に重大な影響を与えると判断される場合には、その内容を組合員（農業協同組合連合会の会員を含む。以下同じ。）に対し、適時に開示する体制となっているか。
- ⑥ 再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。組織として自浄機能が発揮されているか。

##### （2）未然防止体制の整備

###### ① コンプライアンス（法令遵守）体制

全役職員の法令・諸規則の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。また、遵守状況について内部監査を行うなどコンプライアンスの推進に努めているか。

###### ② 内部牽制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として内部牽制体制が確立されているか。

具体的には、連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職員（管理者を含む。）が職場を離れる等の対策を行っているか。

###### ③ 内部監査体制

法令遵守体制の確立と農協の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、内部監査がリスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として実施されているか。

具体的には、独立した内部監査専門部署による実効性ある監査を実施し、法令等ルール遵守状況、リスク管理・内部管理の適正性についての検証を実施するとともに、実施後のフォローアップについても適切に行っているか。

## 農協の独占禁止法ガイドライン説明会の結果について

農林水産省経営局  
協 同 組 織 課

### 1 概要

公正取引委員会が4月18日付けで公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について広く周知するため、公正取引委員会と農林水産省の共催により、農協関係者、農業者、商系業者などを対象として、5月14日から6月15日までの間、全国10ブロックで説明会を開催。

説明会は、各会場とも盛況で、全国で3,117名（うち農協関係者が約1,700名、農業者や商系業者などが約1,400名）が出席。

### 2 説明会の参加状況

#### (1) 出席者数

第1部 (農協関係者)	第2部 (農業者、商系業者等)	合計
1,695	1,422	3,117

(注) 説明会は農協関係者を対象とした第1部と農業者や生産資材取扱業者を対象とした第2部の2部制で実施

#### (2) 出席した総合農協数：580

(全国の総合農協(812)のうち約7割が参加)

# 農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

施策: 基幹 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林業 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門用語解説

[メールマガジン](#) | [サイトの使い方](#) | [サイトマップ](#) | [情報検索](#)

[農林水産省について](#) | [報道・広報](#) | [施策の動き・情報](#) | [意見の募集・お問合せ](#) | [電子政府](#)

[トップページ](#) | [経営](#) | [農協改革への提言募集](#)

## 農協による独占禁止法等違反の未然防止の取組について

### 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」説明会開催中

今般、公正取引委員会において、独占禁止法上問題となる農業協同組合の行為を明らかにすることにより、農業協同組合による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てるため、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」が作成・公表されました。このため、公正取引委員会及び農林水産省では、当該指針の説明会を別紙のとおり開催いたしますので、ご案内いたします。

#### 説明会開催案内

4月18日「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」説明会について(プレスリリース)  
(4月27日 説明会会場に高松会場を追加(プレスリリース))

#### 説明会資料

[「農業協同組合法と独占禁止法について」農林水産省資料\[PDF:5.6MB\]](#)  
[「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針について」公正取引委員会説明資料\[PDF:376KB\]](#)

#### 農協の法令違反などの不祥事に関する情報受付窓口

(独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報を含みます。)

[公正取引委員会のホームページ\[リンク\]](#)

[ページトップへ](#)

施策: 基幹 | 食料 | 消費 | 生産 | 経営 | 農村 | 林業 | 水産 | 国際 | 研究 | 統計 | 専門用語解説

[農林水産省について](#) | [報道・広報](#) | [施策の動き・情報](#) | [意見の募集・お問合せ](#) | [電子政府](#)

[リンクについて・著作権](#) | [免責事項](#)



## 農業協同組合の不祥事に関する情報窓口の設置

農林水産省では、組合員の保護、適切な農協運営を確保する観点から「農協不祥事に関する情報窓口」を設置していますので、情報をお寄せ下さい。

【ホームページアドレス】

[http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/  
box/noukyo-madoguchi.htm](http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/box/noukyo-madoguchi.htm)

【お問い合わせ先】

農林水産省経営局協同組織課 TEL:03(3502)6800

その他に農協に関して、ご不明な点、ご相談等があれば、最寄りの都道府県等へお問い合わせ下さい。

制定：平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等  
(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について

—事務ガイドライン—

(抜粋)

## 0-6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化

### 0-6-1 公正取引委員会との連携 (平成15年10月1日追加改正)

組合は、法第9条の規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(「独占禁止法」という。)の一部が適用除外とされている。しかしながら、「不公正な取引方法」については、適用除外となっておらず、これまでも、公正取引委員会による排除措置命令等が行われている。

こうした事実を踏まえ、「不公正な取引方法」については、厳しくチェックしていく必要があることから、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、必要に応じ、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど、連携を図り対応していくものとする。

### 0-6-2 報告命令・改善命令の発出 (平成18年9月20日追加改正)

組合により、不公正な取引方法が行われた場合には、公正取引委員会により独占禁止法第20条に基づく排除措置命令が発せられることが想定される。

しかしながら、当該命令においては、同条により「当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」を命ずることとされていることから、必ずしも再発防止に向けた取組までを求める内容とならない場合もあると考えられる。

このような場合には、不公正な取引を行った組合に対し、独占禁止法違反の再発を防止するために講じた措置等について、法第93条に基づく報告を求めるものとするとともに、必要に応じ、法第94条の2に基づく業務改善又は法第95条に基づく必要な措置を採るべき旨を命じ、当該組合での独占禁止法違反の再発を防止するための体制整備等の構築及び実行を命ずるなどの措置を講ずるものとする。

### 0-6-3 都道府県の対応 (平成18年9月20日追加改正)

都道府県におかれても、所管する組合が独占禁止法違反によって公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合において、当該措置のみでは十分でないと思われる場合には、国に準じた対応を行うことが望ましい。

## 情報開示の充実に向けて【JAのディスクロージャー誌（参考例）】

（注）参考例中の記載例は、その開示項目が意図するものを例示したものであり、各項目の具体的な記載内容は、JAが実際に行っている取り組み等を踏まえて、JAの創意工夫により記載することに留意すること。

# ディスクロージャー誌 200△

### （補足説明）

- 表紙の表題は、「ディスクロージャー誌」のほかにも、「JA〇〇の現況」、「JAのご案内」、「事業のご報告」、「業務案内」、「JA〇〇レポート」など組合員や利用者向けに工夫する。
- 表紙には、「200△年」や「平成△年」など、作成年を記載すると、いつ時点のディスクロージャー誌かわかりやすい。

JA〇〇〇

（又は〇〇〇農業協同組合）

## 目 次

### あいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（平成〇年度）	5
5. 事業活動のトピックス	6
6. 農業振興活動	6
7. 地域貢献情報	7
8. リスク管理の状況	8
9. 自己資本の状況	13
10. 主な事業の内容	15

### 【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	19
2. 損益計算書	21
3. キャッシュ・フロー計算書	23
4. 注記表	25
5. 剰余金処分計算書	26
6. 部門別損益計算書	27
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	28
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29
2. 利益総括表	31
3. 資金運用収支の内訳	32
4. 受取・支払利息の増減額	33
III 事業の概況	
1. 信用事業	34
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳	
③ 貸出金の担保別内訳	
④ 債務保証の担保別内訳	
⑤ 貸出金の用途別内訳	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ リスク管理債権の状況	

⑧ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ 金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	48
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 短期共済新契約高	49
3. 農業関連事業取扱実績	
(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 農業倉庫事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	51
4. 生活その他事業取扱実績	
(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績	
(2) 介護事業取扱実績	52
5. 指導事業	
IV 経営諸指標	53
1. 利益率	53
2. 貯貸率・貯証率	54
3. 職員1人当たり指標	54
4. 1店舗当たり指標	
V 自己資本の充実の状況	55
1. 自己資本の構成に関する事項	57
2. 自己資本の充実度に関する事項	60
3. 信用リスクに関する事項	70
4. 信用リスク削減手法に関する事項	73
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	86
8. 金利リスクに関する事項	

## VI 連結情報

1. グループの概況	88
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 連結ベースのリスク管理債権残高	
(11) 連結ベースの事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	102
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
(9) 金利リスクに関する事項	
<b>【JAの概要】</b>	
1. 機構図	136
2. 役員構成 (役員一覧)	136
3. 組合員数	137
4. 組合員組織の状況	137
5. 特定信用事業代理業者の状況	138
6. 地区一覧	138
7. 沿革・あゆみ	138
8. 店舗等のご案内	139
開示項目 (法定) 掲載ページ一覧	140

「農業協同組合、農業協同連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」 抜粋

#### 4-5-4. 部門別損益情報の開示の促進

部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付するなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、部門別損益情報を自主的に組合のディスクロージャー誌に掲載するなどにより、組合の事業利用者等への情報開示が促進されることが望ましい。